

第三十四回国会 大蔵委員会 議 録 第二一 号

昭和三十五年二月十一日(木曜日)各会
派割当数変更後の本委員は、次の通り
である。

委員長 植木庚子郎君

理事 足立 篤郎君 理事 小山 長規君

理事 坊 秀男君 理事 山下 春江君

理事 山中 貞則君 理事 佐藤 次郎君

理事 平岡 忠次郎君 理事 廣瀬 勝邦君

荒木 萬壽夫君 石井 光次郎君

加藤 高藏君 鴨田 宗一君

黒金 泰美君 小西 寅松君

進藤 一馬君 田邊 國男君

竹下 登君 夏畑 源三郎君

西村 英一君 濱田 幸雄君

福井 順一君 福永 一臣君

藤枝 泉介君 古川 丈吉君

細田 義安君 毛利 松平君

山本 勝市君 石野 久男君

石村 英雄君 加藤 勘十君

神近 市子君 久保田 鶴松君

栗林 三郎君 堀 昌雄君

山本 幸一君 横山 利秋君

大貫 大八君 春日 一幸君

松尾 トシ子君

昭和三十五年二月十一日(木曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 植木庚子郎君

理事 小山 長規君 理事 坊 秀男君

理事 山下 春江君 理事 佐藤 次郎君

荒木 萬壽夫君 押谷 富三君

鴨田 宗一君 進藤 一馬君

田邊 國男君 西村 英一君

濱田 幸雄君 細田 義安君

山本 勝市君 石村 英雄君

加藤 勘十君 神近 市子君

堀 昌雄君 大貫 大八君

春日 一幸君 松尾 トシ子君

出席政府委員

大蔵政務次官 奥村 文十郎君

大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長)

委員外の出席者

専門 員 坂井 光三君

二月十一日

委員石井光次郎君辞任につき、その

補欠として押谷富三君が議長の名指

で委員に選任された。

同日

石野久男君が理事を辞任した。

本日の会議に付した案件

理事辞任の件

酒税法の一部を改正する法律案(内

閣提出第二八号)

○植木委員長 これより会議を開きま

す。

理事辞任の件についてお諮りいたし

ます。

理事でありました石野久男君より理

事辞任の申し出があります。これを許

可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さよう許可するに決しま

した。

○植木委員長 去る八日付託になりま

した酒税法の一部を改正する法律案を

議題といたします。

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律

酒税法(昭和二十八年法律第六号)

の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第一級」の下に

「準一級」を加え、同条第二項を削

り、同条第三項を同条第二項とし、

同条第四項中「及び第一級、合成清

酒第一級」を、「第一級及び準一級」

に改め、同項を同条第三項とし、同

条第五項中「又は合成清酒」を削り、

同項を同条第四項とし、同条第六項

中「第一級」の下に「又は準一級」を加

え、同項を同条第五項とする。

第二十二條第一号中 「第一級

十七万六千六百円(アルコール分が十

七度分十六度を超え一度ごとに

八度を加えるときは、第一級 十六

二万三千七百円を加え、準一級 十六

十七万六千六百円(アルコール分が十

八度を超え一度ごとに二万三千七百

円を加えるときは、第一級 十七万

八度を超え一度ごとに二万三千七百

円を加えるときは、第一級 十七万

八度を超え一度ごとに二万三千七百

円を加えるときは、第一級 十七万

八度を超え一度ごとに二万三千七百

円を加えるときは、第一級 十七万

八度を超え一度ごとに二万三千七百

改め、同条第二号を次のように改め

る。

二 合成清酒 八万七千五百円

(アルコール分が十七度を超え一度ご

と七千円を加えた金額)

は、アルコール分十五度

附 則

1 この法律は、昭和三十五年四月

一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又

は、課すべきであつた酒税について

は、なお従前の例による。

3 次に掲げる場合における酒税の

徴収については、なお従前の例に

よる。

一 酒税法第二十八條第一項の規

定による承認を受けてこの法律

の施行前に製造場から移出さ

れ、又は保税地域から引き取ら

れた酒類について、その承認の

際税務署長又は税関長が指定し

た期限までに同条第二項に規定

する証明書の提出がない場合

二 酒税法第二十九條第二項の規

定による承認を受けてこの法律

の施行前に製造場から移出され

た酒類について、その承認の際

税務署長が指定した期限までに

同条第三項に規定する書類の提

出がない場合及び当該酒類がこ

の法律の施行後に酒税法の施行

地において消費され、又は当該

施行地において消費する目的で

譲り渡された場合

4 この法律の施行前にした行為及

びこの附則の規定により従前の例
によることとされる酒税に係るこ
の法律の施行後にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従
前の例による。

5 租税特別措置法(昭和三十三年
法律第二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第八十五條第一項及び第二項中

「合成清酒第二級」を「合成清酒」に改

める。

第八十五條の二第一項の表中

酒 第二級 十三度以上十四度未

成清酒第一級 十四度以上十五度未

成清酒第二級 十三度以上十四度未

満 九万八千四百円

満 十三万二千三百円

満 十二万二千九百円

満 七万五千八百円

清酒準一級 十三度以上十

清酒第二級 十三度以上十

合成清酒 十三度以上十

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

四度未満	十五万五千五百円
四度未満	九万八千四百円
四度未満	七万五千八百円

に
改め、同条第二項中「合成清酒第二級」を「合成清酒」に、「第五條第四項」を「第五條第三項」に改め、同条第三項中「第五條第五項及び第六項」を「第五條第四項及び第五項」に改める。

理由

最近における清酒及び合成清酒の消費の状況にかえりみ、これらの酒類の級別制度の合理化を図るため、清酒の級別として新たに準一級を設けるとともに、合成清酒の級別を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○植木委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官奥村又十郎君。

○奥村(又)政府委員 ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を説明いたします。

酒税につきましては、最近における清酒及び合成清酒の消費の状況に顧みまして、これらの酒類の級別制度の合理化をはかるため、次のように所要の規定について改正を行なうこととしております。

第一に、清酒につきましては、第一級と第二級の小売価格の差が一・八リットルびん詰品で三百四十五円と大きく開いているため、第一級の消費が

停滞するとともに、取引面や消費面から見ましても弾力性を欠き、級別区分上断層を生じている現状にありますので、第三十一回国会における衆議院の附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、今回級別制度の合理化をはかるため、第一級と第二級のほば中間に新たに準一級を設けることとしたのであります。すなわち、準一級は、小売価格は一・八リットルびん詰品で六百五十円、その規格はアルコール分十五・五度以上、原エキス分二十八度以上と、それぞれ第一級と第二級とのほば中間のものを予定し、その税率は、一キロリットル当たり十八万五千五百円といたしております。

第二に、合成清酒につきましては、ここ数年來毎年約十三万キロリットル、七十数万石程度の庫出数量を示しておりますが、このうち第一級は次第に消費が減少し、最近におきましては、わずか〇・七％程度を占めているにすぎないのであります。このように、第一級の消費がきわめて僅少となりましたため、級別を設けておく意味がほとんど失われているのみならず、かえって、九九％以上を占める合成清酒第二級が、第二級という名称を付して販売されるために、その消費が伸び悩んでいると認められますので、消費の減少防止に資するためにも、その級別を廃止して合成清酒一本とし、その税率は、現行第二級と同額の一キロリットル当たり八万七千五百円とすることとしたのであります。

また、清酒準一級の新設に伴い、準一級につきましても特別規格酒としてアルコール分十三度のものが出荷できるようにするため、清酒の他の級別の特

別規格酒の例にならない、アルコール度数による軽減税率を租税特別措置法に設けることとしております。なお、今回の改正により、酒税収入の予算額といたしましては増減収を生じない見込みであります。

以上が酒税法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいようお願い申し上げます。

○植木委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十六日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午前十時四十四分散会